

## 令和4(2022)年度 財政収支調査票(甲)

### 記入の仕方

この調査は、栃木県内に所在する国の機関及び事業団等の令和4(2022)年度の収入・支出額を調査するものです。調査票は、個々の機関ごとに作成してください。

なお、本省等で県外にある機関も合わせて経理している機関については、県内にある機関の活動分のみ記入してください。

金額は千円単位で記入し、千円未満は四捨五入してください。

＜提出期限＞ 令和6(2024)年3月22日(金)必着

＜提出先＞ 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県 生活文化スポーツ部 統計課 統計分析担当

E-mail tokei-bunseki@pref.tochigi.lg.jp

#### A 基本事項

- 1 「機関名・会計名」  
「〇〇省(本省)」、「〇〇省栃木〇〇局」、「〇〇庁栃木〇〇所」、「〇〇会計」、「〇〇特別会計」のように記入してください。
- 2 「所在地」  
調査対象機関の所在地と電話番号を記入してください。
- 3 「所属部課名、記入者氏名」  
できるだけ詳しく記入してください。
- 4 「次年度の調査依頼について」  
送付先のメールアドレスは、担当者のアドレスではなくオフィスのもを記載してください。
- 5 「職員数」  
常勤、非常勤及び賃金職員に分けて記入してください。
  - ・ 常勤職員とは、一般職及び特別職の定員職員をいいます。令和4(2022)年度末現在の人員を記入してください。なお、これは、C 歳出の「02職員基本給」「03職員諸手当」及び「04超過勤務手当」の支給対象となる職員です。
  - ・ 非常勤職員とは、①常勤職員以外の一般職(統計調査員等)及び特別職の職員等を行い、令和4(2022)年度末現在の人員を記入してください。
  - ・ 賃金職員とは、C 歳出の「09 庁費の類の総額」のうち「賃金」の支給対象となる職員を行い、令和4(2022)年度末現在の人員を記入してください。

#### 6 「建物延べ床面積」

貴機関が事業の用に供するために占有する建物のうち、県内に所在する分につき、その延べ床面積を令和4(2022)年度末現在で記入してください。

#### 7 「公務員住宅延べ床面積」

建物の管理のいかんにかかわらず、貴機関の職員の住宅の用に供するために占有する建物のうち、県内に所在する分につき、その延べ床面積を令和4(2022)年度末現在で記入してください。

#### 8 「共済給付金及び給付金」

5で記載した職員についての共済組合の掛金・負担金及び給付額を記入してください。

### B 歳入

「項」の欄は、貴機関の当該歳入科目「項」の収入済み歳入額を記入してください。

「目」の欄は、調査票に記載されている科目のみ記入してください。

したがって、調査票の「目」の合計が「項」の金額に一致しない場合もあります。

### C 歳出

#### 「〇〇謝金等」(注1)

下記科目の合算額を記入してください。

諸謝金、〇〇謝金、職業補導賞与金、被収容者作業賞与金

#### 「速記生徒手当等」(注2)

下記科目の合算額を記入してください。

速記学生手当、司法修習生手当、学生手当、留日研究生等給与

#### 「社会扶助的性格のもの」(注3)

下記科目の合算額を記入してください。

就職指導手当、就職促進手当、更正訓練費等給付金、船員離職者職業転換等給付金、福祉施設給付金、雇用安定等給付金、特別給付金、職業転換特別給付金、留守家族等援護費、戦傷病者特別援護費、労災就学等援護費、船員保険就学等援護費、患者給与金、食事費給与金、引揚者給与費、未帰還者特別措置費、介護料支給費

#### 「資本移転」(注4)

下記科目の合算額を記入してください。

被収容者作業死傷手当、職業補導死傷手当、〇〇賞金、〇〇褒償金、埋蔵文化財報償金、協力援助者災害給付金、証人等被害給付金、犯罪被害給付金、国宝重要文化財出陳給与金

#### 「他に分類されない経常移転」(注5)

下記科目の合算額を記入してください。

外国人教師等給与、外国人留学生給与、アジア地域等派遣留学生給与、海外派遣留

## 学生給与

### 「社会保険料」(注6)

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、船員保険料、労働保険料に要した経費を計上してください。

### 「その他の保険料」(注7)

運送・火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等を計上してください。

### 「補助金(経常補助金)」(注8)

産業振興あるいは製品の市場価格を低める等の、政府の政策目的によって政府から企業、政府企業、企業に奉仕する民間非営利団体に対して、一方的に支出される経費で、赤字損失補償、価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、その他の産業振興費及び運営費等の合計額を記入してください。

### 「対家計民間非営利団体に対するもの」(注9)

家計に奉仕する民間非営利団体に対する補助金は、労働、学術、文化、政治、社会福祉事業等の企業性格を有しない団体に対する経常的な補助金(予算書、決算書の経済性質別コード番号「71」で目番号「16」の科目が該当します。)で、その合計額を記入してください。

### 「資本移転」(注10)

投資の目的のため、又は資本、資産、運転資産の破壊、損害、その他の損失を補うために支払われた補助金、交付金の合計額を記入してください。

例)日本鉄道建設公団工事費補助金、私立大学研究設備整備等補助金等

### 「個人に対するもの」(注11)

個人(家計)に対して一方的に支出される経費の合計額を記入してください。

例)重要無形文化財保存特別助成金、戦傷病者等無賃乗車船負担金、国立学校特別会計奨学交付金等

### 「社会扶助的性格のもの」(注12)

貴機関から地方政府に対して支出される経費のうち、個人及び家計に対して支出される経費(経済性質別コード番号「84」で目番号「16」の科目が該当します。)の合計額を記入してください。

例)生活保護費補助金、児童保護費等補助金等

### 「会計間重複」(注13)

中央政府内部、中央政府と地方政府の各会計間の重複を差引くためのものです。(経済性質別コード番号「30」で目番号「16」の科目が該当します。)

なお、中央政府と地方政府との間においては、用途を特定していない一般財源となる経費です。

### 「うち支払利子等」(注14)

支払利子の支出額を合算して記入してください。例としては、国債整理基金特別会計

「利子及び割引料」(農林漁業金融公庫の支払利子を除く。)、財務省「国庫受入預託金利子」、外国為替資金特別会計「外貨預り金利子」があります。

「国会議員互助年金等」(注 15)

21に該当するもののうち、国会議員互助年金、文化功労者年金、文官等恩給費、旧軍人遺族恩給費、児童扶養手当給付費、特別児童扶養手当給付費、遺族等年金の支出額を合算して記入してください。

「うち( )特別会計への繰入」(注 16)

一般会計から貴所管の非企業(企業)特別会計への支出額を特別会計ごとに記入してください。記入にあたっては、( )内に特別会計名を記入し、貴所管の特別会計が多数ある場合は、備考欄に特別会計ごとにその名称と支出額を記入してください。

「その他の歳出( )費」(注 17)

目番号「01」～「25」に該当しないような支出項目がある場合には、その支出額と費目名を記入してください。

「うち消費税」(注 18)

歳出合計のうち、消費税を納めた額を記入してください。

## D 特定調査項目

特別会計該当機関につきましては、特定調査項目に御記入ください。

## E 内訳表

「15 施設費の類の総額」の内訳を御記入ください。

問合先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県生活文化スポーツ部統計課統計分析担当 林 増田

TEL 028(623)2244 FAX 028(623)2247

E-mail tokei-bunseki@pref.tochigi.lg.jp